

令和4年豊明市議会定例会開会議案一覧

議案番号	件名
報告 4	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の専決処分）
報告 5	専決処分事項の報告について（豊明市税条例の一部改正）
報告 6	専決処分事項の報告について（豊明市都市計画税条例の一部改正）
議案 39	固定資産評価員の選任について
議案 40	豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案 41	令和4年度豊明市一般会計補正予算（第2号）について
選任 1	常任委員会の委員の選任について
選任 2	議会運営委員会の委員の選任について

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年5月13日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第5号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

令和4年4月18日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金478,380円
- 2 原因 公用車の接触による人身事故
- 3 事故の概要
  - (1) 事故の発生日時 令和元年11月27日 午後2時35分頃
  - (2) 事故の発生場所 豊明市二村台2丁目地内
  - (3) 事故の経過 上記場所において、右折しようとした際に相手方と接触し、負傷させたもの
  - (4) 相手方の損傷 右外傷性くも膜下出血
  - (5) 過失割合 豊明市100%、相手方0%

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年5月13日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第3号

豊明市税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和4年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

## 豊明市税条例の一部を改正する条例

豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第46条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第67条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第67条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15

条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年5月13日提出

豊明市長 小 浮 正 典



専決第4号

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和4年3月31日専決

豊明市長 小 浮 正 典

## 豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和47年豊明市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第15項中「附則第6項」を「附則第5項、第6項」に改める。

附則第16項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第39号

固定資産評価員の選任について

下記の者を、固定資産評価員に選任するものとする。

令和4年5月13日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 名古屋市緑区  
氏 名 加 藤 健 治  
生年月日

説 明

この案を提出するのは、人事異動に伴い地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第40号

豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について  
豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定める  
ものとする。

令和4年5月13日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い必要  
があるからである。

## 豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の豊明市職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第42号。以下この条において「会計年度任用職員給与条例」という。）第15条第1項において準用する場合及び豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例（令和2年豊明市条例第29号。以下「市費負担教員任用条例」という。）第11条において準用する場合を含む。）並びに豊明市職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊明市条例第1号）第16条の規定により読み替えて適用する場合並びに会計年度任用職員給与条例第15条第1項において準用する場合を含む。）、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年豊明市条例第31号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例又は会計年度任用職員給与条例若しくは市費負担教員任用条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、

それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１） 再任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項又は第２８条の５第１項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 １２７．５分の１５

（２） 再任用職員 ７２．５分の１０

（委任）

第３条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 4 1 号

令和 4 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 2 号）





## 議案第 4 1 号

### 令和 4 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度豊明市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 6 7 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 7 5 5, 4 2 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 5 月 1 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,141,889	5,676	1,147,565
	1 基金繰入金	1,099,448	5,676	1,105,124
歳入合計		22,749,748	5,676	22,755,424

## 歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,222,467	5,676	3,228,143
	1 総務管理費	2,442,630	5,676	2,448,306
歳出合計		22,749,748	5,676	22,755,424

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	724,448	5,676	730,124
計	1,099,448	5,676	1,105,124

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	5,676	財政調整基金繰入金 5,676 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	570,318	5,676	575,994	14. 工事請負費	5,676
計	2,442,630	5,676	2,448,306		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	5,676				5,676	福祉体育館消火設備改修工事費 5,676
計	5,676				5,676	
	5,676				5,676	

## 選任第 1 号

常任委員会の委員の選任について  
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 4 年 5 月 1 3 日



選任第 2 号

議会運営委員会の委員の選任について  
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 4 年 5 月 1 3 日